

データ利活用基盤構築業務委託に係る入札に関する質問に対する回答

番号	質問受付日	質問	回答
1	令和4年8月5日	<p>データ利活用基盤構築業務委託に係る入札説明書 P. 1 『2 入札参加資格 (7) 次に掲げる条件を備える技術者を配置（専任）すること。 ア 業務全体を統括する責任者 イ 作業管理者 』</p> <p>について、専任であることが条件と記載されております。契約期間中の全ての構築フェーズにおいて技術者を専任しますと、余分な費用が発生する懸念がございます。</p> <p>「データ利活用基盤構築業務委託仕様書」の通り、責任をもって実施することを前提とし兼任での配置とすることは可能でしょうか？</p>	<p>本業務を主とすることを求めるもの（本業務を最優先とし支障があってはならない）。</p> <p>本業務期間中であっても、本業務に支障が出ない範囲であれば他の仕事を一切禁止するものではない。</p>

番号	質問受付日	質問	回答
2	令和4年8月22日	<p>① 仕様書 p3 (5)基本方針 ウ → 「FIWARE」は Orion や CKAN 等を含むオープンソースソフトウェア群の総称だが、具体的に利用を想定しているソフトウェアがあれば提示頂けるか？</p> <p>② 仕様書 p3 (5)基本方針 エ → デジタル庁が開発する「ブローカー機能」の仕様は受領可能か？また利用料金は委託者が負担者するのか？いつから利用可能か？</p> <p>③ 仕様書 p3 (5)基本方針 エ → 「やまなし移住・定住総合ポータルサイト」「やまなし感染症ポータルサイト」で扱われているデータはオープンデータ化されているか？</p> <p>④ 仕様書 p3 (5)基本方針 ケ → CSV 形式でアップロードされるデータは主に静的データが対象と考えてよいか？</p> <p>⑤ 仕様書 p8 ③ イ → 仕様としては NGSIv2 等を想定とのことだが、コンテキストブローカー (Orion 等) の利用は必須か？必須の場合、デジタル庁の「ブローカー機能」とは別に受託者が構築する必要があるか？また、API を利用したデータの更新 (POST, PUT 等) は必要か？ (更新フローは非公開バックエンドからでも問題ないか？)</p>	<p>① オープンなデータ連携基盤の構築が必要であり、「FIWARE」による構築が望ましいが、具体的な利用を想定しているソフトウェアはない。</p> <p>② デジタル庁が開発・提供する「データブローカー機能」は一般社団法人データ社会推進協議会 (DSA) にて提供している。詳細は DXA ホームページを参照。 https://data-society-alliance.org/area-data/ また、デジタル庁が開発する「ブローカー機能」利用に要する費用は本事業経費に含みます。</p> <p>③ 各ポータルサイトと連携を考えているデータについて、一部オープンデータ化されている。(新型コロナウイルス陽性者の状況 等)</p> <p>④ 当面は静的データが対象となる。</p> <p>⑤ デジタル庁が開発したブローカーを採用することが必須であるため、それに応じて必要があれば別途、コンテキストブローカーの構築を検討頂きたい。 データの更新は当面 csv ファイル等のアップロードではあるが、将来的には API を利用したデータの更新を想定している。</p>

番号	質問受付日	質問	回答
3	令和4年8月23日	<p>○対象箇所 別紙1：「データ利活用基盤構築業務委託仕様書 2. 機能等要件 (3) データ利活用基盤の機能 P6表3 ホワイトペーパーに記載された機能群との関係</p> <p>○ご質問内容 個別機能欄の API ライフサイクル管理は実装要否で「必須※3」となっており、①データ利活用基盤で備えるべき機能のうち データ利活用基盤に備えるべき機能に示す機能（以下記述）で対応すると考えられるものである、という記載があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・API ライフサイクル管理（※3） API のライフサイクル（登録、参照、変更、削除）を管理できる機能 <p>スマートシティリファレンスアーキテクチャ内の表7.2-2 API 管理の機能要件 「API ライフサイクル管理」欄に説明のある機能を満たすものであればよいという理解で 問題ないでしょうか？</p> <p>https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/whitepaper3_200331.pdf (P96)</p>	問題ない。

番号	質問受付日	質問	回答
4	令和4年8月23日	<p>○対象箇所 別紙2：「データ利活用基盤構築業務委託に係る技術提案書作成要領」作成要領別紙 2 実施体制、スケジュール</p> <p>○ご質問内容 提案事業者は、参加申請時に提出している「構築業務体制証明書」（様式第4号）に記載している業務実績を技術提案書で記載・説明することが望ましいでしょうか？</p>	構築業務体制証明書（様式第4号）と同様の内容で差し支えない。
5	令和4年8月23日	<p>○対象箇所 別紙1：「データ利活用基盤構築業務委託仕様書」 2. 機能等要件 （1）ハードウェア要件</p> <p>○ご質問内容 データ利活用基盤は、パブリッククラウド上での構築を想定しており、稼働に必要なサーバ環境等は受託者が設計し、動作させること。とあるが、パブリッククラウド上で構築されたサービスをご提供する形で問題ないでしょうか？</p>	問題ない。

番号	質問受付日	質問	回答
6	令和4年8月23日	<p>別紙1 データ利活用基盤構築業務委託仕様書 (P. 10)</p> <p>『3. 非機能要件 (3) 信頼性・可用性 表 5 障害復旧等に係る要件』</p> <p>上記に記載のあるRTO (目標復旧時間) (平常業務停止時) について、「データ連携等の停止を伴う障害が発生した際には、12 時間以内でのシステム復旧を目標とする」とありますが、土日祝日も同様という認識でしょうか? システムの再起動等、県職員の判断が必要な場合どのように対応すれば良いでしょうか。</p>	<p>土日祝日も同等であり、県の判断が必要な場合を想定し、緊急連絡網を構築し、連絡を取りつつ対応することを想定。</p>
7	令和4年8月23日	<p>別紙1 データ利活用基盤構築業務委託仕様書 (P. 9)</p> <p>『3. 非機能要件 (1) 性能要件 について 表 4 性能要件』</p> <p>パブリッククラウドを活用する上で、現在提示されている性能要件に記載のない条件 (頻度等) で費用が変動することが想定され、今後の使い方によっては経年でコストの変動も予想されます。ランニング費用については必要時応じて (例えば年毎に)、相談・交渉ができるという認識で良いでしょうか。</p>	<p>ランニング費用については年度ごとに契約を行うことを想定している。ただし、提案書に示すランニング費用を大幅に逸脱しないよう、よく精査して頂きたい。</p>

番号	質問受付日	質問	回答
8	令和4年8月23日	<p data-bbox="591 260 1317 339">別紙「データ利活用基盤構築業務委託技術提案評価表」 『7 その他機能追加・サービス提案』</p> <p data-bbox="591 405 1317 580">この追加提案部分のインシヤルコスト及びラニングコストは、追加提案部分（費用は含んでいない）という事を明確に明示すれば、提案金額に含めないでよいという認識で良いでしょうか？</p> <p data-bbox="591 646 1317 774">また「今年度実装可能な追加の機能やサービスに関する提案」についても上記と同じ扱いで検討すればよろしいでしょうか？</p>	<p data-bbox="1344 260 2002 292">提案金額に含めることを前提とした追加提案となる。</p>

番号	質問受付日	質問	回答
9		<p>① デジタル田園都市国家構想推進交付金の TYPE2 に御庁が申請され、採択されておりますが、本業務の理解を深めるため、申請内容について情報提供いただくことは可能でしょうか。</p> <p>② プロジェクトの体制について、担当者については、同等の実績を持つ者に変更することは可能でしょうか。(統括責任者、作業管理者は変更の予定はございません。)</p> <p>③ 提案書様式第3号の6推進体制、構築スケジュール等に記載の「県が想定するスケジュール」及び「県の体制」とはどちらを指しているのでしょうか。</p> <p>④ 技術提案書(様式自由)は40ページ以内と記載がありますが、背表紙、中表紙(提案書内)はページ数に含まないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ データカタログサイトのユーザーは、ポータルサイト側のユーザーを想定するため、データ利活用基盤のユーザーだけでなくオープンなウェブサイトのユーザーという認識でよろしいでしょうか</p>	<p>① 申請内容を踏まえた仕様書となっているため、別途、申請書を提供することはできない。</p> <p>② 変更可能。</p> <p>③ 県の想定するスケジュールとは、仕様書1(7)に示すスケジュールである。県の体制については、所管所属である知事政策局DX推進グループ、情報部門である総務部情報政策課、連携予定であるポータルサイトを管理する部署、統計データを所管する統計調査課等、データ利活用基盤との関係部署を示す。</p> <p>④ そのとおり。</p> <p>⑤ そのとおり。</p>